

一般社団法人群馬県計量協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人（以下本会という）は、一般社団法人群馬県計量協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を群馬県前橋市に置く。

(目的)

第3条 本会は、計量技術の調査研究、計量思想の啓蒙普及、計量器定期検査、計量管理指導等の事業を行うことにより、群馬県における適正な計量の実施を確保し、もって本県の産業経済の発展及び消費生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 計量技術の調査研究事業
- (2) 計量思想の啓蒙普及及び計量管理の推進事業
- (3) 計量器の精度確認事業
- (4) 計量関係法令の適正な運用促進事業
- (5) 計量法第20条に基づく定期検査事業
- (6) 計量法第117条に基づく計量証明検査事業
- (7) 計量及び計量管理に関する受託事業
- (8) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出して、任意に退会すること

ができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに該当会員に、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を3年以上滞納したとき。
- (3) すべての会員が同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上20名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、3名以上5名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、副会長、専務理事をもって同法第91条第1項2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は会長、副会長を補佐し、業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第16条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は他の理事の任期残存期間と同一とする。

3 理事又は監事が第12条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けた時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第17条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第4章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第19条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、次の者のうちから、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

(1) 本会の会員である者

(2) 本会の理事及び監事の職にあった者

(3) 学識経験者

3 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問及び参与は、会長の相談に応じるとともに、理事会から諮問された事項について、意見を述べることができる。

5 顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、総会の決議により別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会及び通常総会をもって、法人法上の社員総会及び定時社員総会とする。

(権能)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 事業計画及び収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及び内容を示した書面をもって、開催の日の2週間前までに通知しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第27条 総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、前条及び前2項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数及び出席者の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (7) その他法令に定められた事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名及び押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があつたときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、日時、場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した

書面をもって、開会の日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾あるとき、又は議事が緊急を要する場合においては、この日数を短縮することができる。

- 4 前条第2号の規定により請求があったときは、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事現在数の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法人法で定めるところにより、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の形成)

第37条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本会の設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費収入
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画及び予算については、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の承認を得たうえで総会の承認を得なければならない。

- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て通常総会に提出し、(1)から(3)までの書類についてはその内容を報告し、(4)から(6)までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 貸借対照表は、通常総会の終了後遅滞なく、公告しなければならない。

(長期借入金)

第43条 本会は資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第46条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 部会及び委員会

(部会の設置)

第49条 第4条の事業を推進するため、本会に部会を設置することができる。

- 2 各部会に部会長を置く。
- 3 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会の設置)

第50条 会長は、任意の機関として、第4条に掲げる事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、本会の運営に関する理事会の補助機関とする。
- 3 委員会は、会長の諮問又は委嘱の事項について、調査審議する。
- 4 委員会の設置及び改廃並びに運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 5 委員会の委員は、会長が委嘱する。

第11章 事務局

(設置等)

第51条 本会に事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産台帳、負債台帳及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第12章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会

長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は、次に掲げる者とする。
横田貞一
- 4 本会の最初の副会長は、次に掲げる者とする。
金子忠夫、浅川千佳夫、笹尾利昭
- 5 本会の最初の専務理事は、次に掲げる者とする。
中澤恒恭